

# 我孫子市立布佐中学校 PTA 規約

## 第1章 名称

第1条 この会は、我孫子市立布佐中学校（以下 本校）PTA と称し、この会の会  
員を以下会員とする。

第2条 この会の事務局を我孫子市立布佐中学校に置く。

## 第2章 目的

第3条 この会は、会員が互いに協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福  
な成長と教育の向上を図り、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とす  
る。

## 第3章 活動

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の行動を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域における、生徒のより良い教育及び生活環境の整備。
- (2) 学校の教育方針に基づく民主団体としての活動。
- (3) 会員相互及び地域との親睦を築き信頼関係を深める活動。
- (4) 会員の教養を高める研修活動。その他、目的を達成するために必要な活動。

## 第4章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の内容を活動方針とする。

- (1) 児童、青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に片寄る活動は行わない。
- (3) 営利を目的とする活動は行わず、いかなる営利企業の支持を行わない。
- (4) この会又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本校の人事及び管理には干渉しない。
- (6) 本校校長は学校運営、管理上すべての会に出席し意見を述べる事が出来るものとする。

## 第5章 会員

第6条 この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。1世帯1会員。
- (2) 会員は、すべて平等の権利と義務を持つものとする。

(3) 会員は、会費を納めるものとする。1 会員 350 円/月 ( 全 10 回 3.500 円 )

会費は、学校徴収金内に含み指定口座よりの引落としによる納付とする。

(4) 本校入学に伴い、入学生徒の保護者は入学式に会員となるものとする。

(5) 退会は本校へ申出を行い、本校が認めた場合とする。

## 第6章 会計及び会計監査

第7条 この会は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

(1) この会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によって支弁される。

(2) この会の経理会計は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

(3) この会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるとする。

## 第7章 機関

第8条 この会を運営するために、次の機関を置く。

(1) 総会。

(2) 運営委員会。学年委員会。選考委員会。合同委員会。

## 第8章 役員

第9条 この会の役員（以下 役員 PTA 本部）は、次のとおりとする。

(1) 会 長 1 名（本校部活動後援会会長兼務 選考委員会委員長兼務）

(2) 副会長 2 名

(3) 書 記 1 名

(4) 会 計 1 名（部活動後援会会計監査兼務）

(5) 会計監査 2 名（部活動後援会会計監査兼務 1 名本校教職員）

(6) 事務局 1 名（本校教職員）

第 10 条 各役員は、選考委員を兼務し、学年委員を兼ねる事は出来ないとする。

第 11 条 役員は、総会において選出、承認されるとする。

第 12 条 役員任期は、1 年（総会をもって）とする。ただし再任を妨げないとする。

第 13 条 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で選出し、会員の承認を得て決定とする。

任期は前任者の残任期間とする。

## 第9章 役員の職務と選出方法

第 14 条 各役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。また総会、運営委員会を招集す

る。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- (3) 書記は、諸会議の議事及び活動事項の保管を行う。
- (4) 会計は、予算に基づく会計事務を処理し、会費及び他の活動費の出納管理を行う。
- (5) 会計監査は、年度の決算を監査し総会に報告する。必要に応じて臨時監査を行う。

第 15 条 役員の選出方法を次のとおりとする。

- (1) 次年度本部役員立候補の届出を受け、推薦者を含め、選考委員会で各役員候補者を選考する。
- (2) 選考委員会選出新役員候補は、運営委員会の信任投票により有効投票の過半数をもって選出する。

## 第 10 章 総会

第 16 条 総会は、全会員によって構成されるこの会の最高議決機関であり次のとおりとする。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会（書面総会含む）とし、定期総会は、年 1 回開催とする。  
臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の 3 分の 1 以上の要求があった時に開催とする。
- (2) 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算案、役員承認、規約の改廃、その他、この会の運営、目的達成の必要事項について審議、議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要するものとする。
- (5) 総会の議事は、事前に全会員に周知させるような処置を取らなければならない。
- (6) 定期総会は、PTA 及び部活動後援会の同時開催とし、臨時総会は各単独とする。
- (7) 会員への総会招集通知は、書面、電磁的方法を用いて行うものとする。

## 第 11 章 運営委員会

第 17 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は、役員、学年委員、校長、教頭、教務主任をもって構成する。  
なお必要により運営委員以外の会員の出席を求める事が出来る。
- (2) 運営委員会の定足数は構成員の過半数とする。決議は出席者の過半数の賛成を要するものとする。
- (3) 運営委員会は、会長が原則 1 年 4 回招集し次の会務を行うものとする。

1. 総会決議に基づいての会の運営を検討、調整し総会に提出する議案を審議する。
2. この会の活動の企画立案、各行事の企画立案、各委員会の報告、提案事項、計画等を審議する。
3. 本校の連絡事項についての報告を受け、また要望事項を審議する。
4. 年間計画及び予算案を立案する。

## 第12章 学年委員会

第18条 この会の活動に必要な事項を審議し、決定事項の実施を行うものとする。

- (1) 学年委員会は、各学年2名の学年委員を定め、3学年で6名による構成とする。
- (2) 学年委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げないとする。
- (3) 学年委員は、本部役員候補者および本規約第15章に該当しない保護者の中より毎年選出するものとする。
- (4) 学年委員の選出方法は、第19条第4項に準ずる。
- (5) 学年委員の職務は次のとおりとする。  
体育祭の準備運営、美化活動、郊外パトロール、広報、  
その他、本校が定める各行事への協力要請に対する協力をするものとする。

## 第13章 選考委員会

第19条 選考委員会は、各本部役員候補者を選考し選出とする。

- (1) 選考委員会は、選考委員長が招集し、次年度本部役員を立候補者、推薦者名簿のもとに選考し、選出するものとする。
- (2) 選考委員は、本年度役員および本校教職員をもって構成する。
- (3) 選考委員会は、役員の立候補がない場合、役員候補者を選出する。
- (4) 選考方法は別途定めるものとする。

## 第14章 合同委員会

第20条 合同委員会を次のとおりとする。

- (1) 合同委員会は、本部役員及び学年委員より構成され、年1回総会後に開催するものとする。

## 第15章 役員免除

第21条 役員免除を次のとおりとする。

- (1) 本校が役員活動を難しいと判断した場合。
- (2) 本部役員経験者は、役員免除を受ける事ができ、兄弟姉妹が入学された時も本部役員、学年委員の免除を受ける事が出来るものとする。

## 第16章 慶弔規定

第22条 本会会員に対する慶弔規定は、本会が慶弔事実の確認の上、前例や社会通念を参考に役員会で適宜判断とする。

## 第17章 規約改正

第23条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は総会の1週間以上前に全会員に知らせなければならないとする。

## 第18章 附則

本会は、別に定める本校PTA個人情報保護方針の事項を厳守し活動を行うとする。

- 一、この規約は、平成20年4月18日より実施する。
- 一、この規約は、平成27年3月19日一部改正、実施する。
- 一、この規約は、平成29年4月24日一部改正、実施する。
- 一、この規約は、令和2年4月1日一部改正、実施する。
- 一、この規約は、令和3年4月12日一部改正、実施する。